

森林所有者の皆様へ

平成31年4月から 新たな森林管理システムが スタートします

～森林の適切な経営管理が求められます～

平成30年5月新たな法律となる森林経営管理条例が可決され
平成31年4月から森林経営管理制度が導入されます



森林経営管理制度～新たな森林管理システム～の概要

これまで森林所有者自ら又は民間事業者に委託し、山の経営管理

新たな制度を追加



森林所有者



市町村

林業経営に
適した森林



意欲と能力のある
林業経営者

経営管理を
再委託

林業経営に
適さない森林

市町村自らが経営

経営管理が行われていない森林について
「市町村」が仲介役となって
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築

林野庁資料より作成

平成31年4月1日から

- ①森林所有者には、山が手入れ不足とならないよう
適切な森林の経営管理を行う「**責務**」があることが明確化されます。
- ②森林所有者が森林の経営管理ができない場合、
「**市町村**」に森林の経営管理を委託することができるようになります。
- ③市町村に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は、
「**意欲と能力のある林業経営者**」に再委託されます。
- ④再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林は、
市町村が直接管理をします。



森林環境税(仮称)及び 森林環境譲与税(仮称)の創設

第196回通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、
平成31年度税制改正において、森林環境税(2024年度から年額1,000円を課税)
及び森林環境譲与税(2019年度から譲与)が創設されます。



創設の趣旨

- ①パリ協定※1の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガスの排出削減目標の達成
- ②近年、激甚化している山地災害の防止を図るため森林整備の推進

このような森林の多面的機能を発揮するために、市町村主導で行われる
「新たな森林管理システム」の実施に必要な安定的な財源を確保するため、
平成30年度税制改正において本税が決定されました。

※1 パリ協定 COP21
京都議定書の後継となる、2020年以降の
気候変動問題に関する国際的な枠組み。
日本の温室効果ガスの排出削減目標の達成には、森林吸収量を確保する森林の整備が必要となります。



税の使われ方

- ▶多くの森林をもつ山間部の市町村では
新たな森林管理システムを活用して、これまで手入れのできていなかった森林の整備、
その経営管理を担う人材育成・担い手の確保を推進します。
- ▶森林が少ない都市部の市町村では
木材利用の促進や、山間部の市町村との連携による森林環境教育などの普及啓発に
取り組みます。



制度設計のイメージ

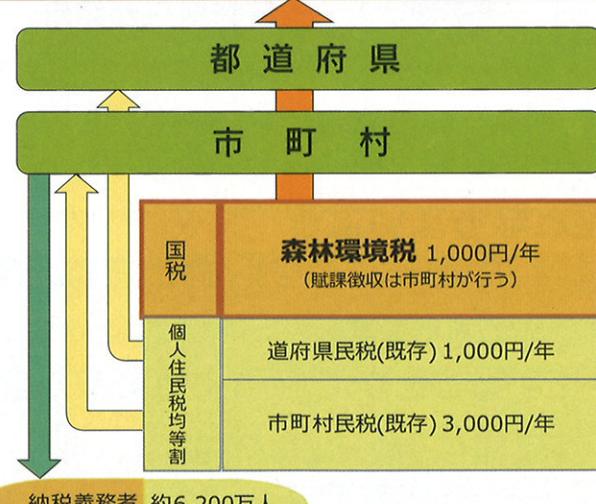
森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が
広く等しく負担を分担して森林を支える仕組みです

2024年度から施行

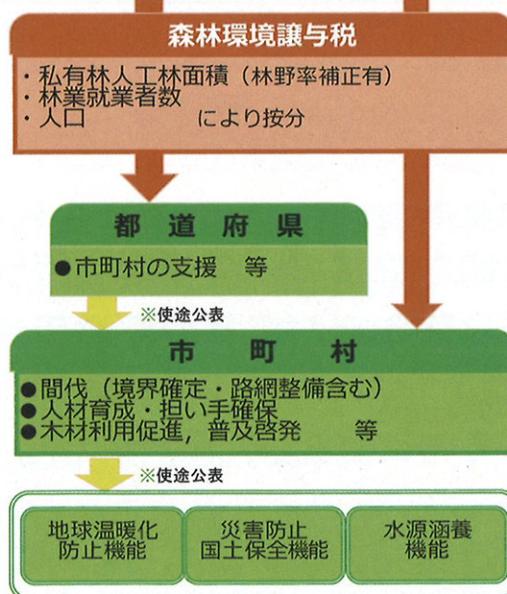
国

2019年度から施行

交付税及び譲与税配布金特別会計



※一部の地方公共団体では超過課税が実施されています。
※2023年度までは国税として復興税が課税されています。





新たな森林経営 管理制度の進め方

まずは所有者の意向調査から



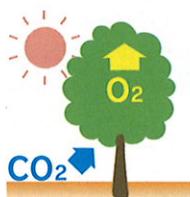
- ①経営管理が行われていない森林の所有者などを調べ、どのように意向調査を行うのか、計画を作成します。
- ②計画に基づき、森林所有者の方々へ森林の経営管理に関する**意向調査**を順々に行います。※調査時期は地域により異なります。
- ③意向調査の結果を踏まえ、森林の適切な経営管理の方法を決定していきます。

新しい制度がつくられた背景

「伐って、使って、植える」森林資源を循環利用する時代に

国内の森林は、スギ・ヒノキが大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。

更に国産材の需要も年々増加しており、**木材の安定供給**が求められています。



森林の適切な経営管理による森林環境の保全が必要

長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、無管理や所有者不明で放置された森林が増えつつあります。このままでは**災害防止**、**地球温暖化防止**など森林のもつ公益的機能が維持できなくなる恐れがあります。

森林経営管理制度により期待される効果

市町村(地域)では

放置されていた人工林の木材生産が実施され、**地域経済の活性化**につながります。
山の手入れ不足が解消され、災害防止など**地域住民の安全・安心**につながります。

森林所有者は

市町村が介在することで、
長期的に安心して森林の管理を任せることができます。

林業の成長産業化と **森林環境の保全**を目指して





山を「売りたい」「買いたい」方は「森林バンク」

山林の売却、寄付、買い取りを希望される方は森林バンクに登録できます。

ハローフォレストでの相談や、平成31年から実施される意向調査の回答のうち
売却希望などの情報は、各町(那賀町、美波町、牟岐町、海陽町)の森林バンクに登録され、
とくしま森林バンク(徳島県・徳島森林づくり推進機構)に集められます。
情報が集まった地域から、購入希望者へ売買等の提案をしていくことになります。

山林の売却、寄付に関するご相談もハローフォレストまでご連絡ください。



山の相談窓口「ハローフォレスト」

山を持つと、山の管理の
ことで多くの悩みや心配ごとが!



自分で管理できない…

新たな森林管理システムって…

山の境界がわからない…

森林経営管理制度に関するお問い合わせは、下記ハローフォレストまでご連絡ください。

ハローフォレスト那賀



那賀町 林業振興課
森林管理サポートセンター
那賀町吉野字弥八かへ23(林業ビジネスセンター内)
☎0884-62-1203

木頭森林組合
那賀町大戸字春森36

☎0884-66-0016

ハローフォレスト海部



日和佐森林組合
美波町奥河内字弁才天5-1
☎0884-77-0877



牟岐町 海陽町
海部森林組合
海陽町吉野字小松9-5
☎0884-73-3271

ハローフォレストとくしま



もり
徳島森林づくり推進機構
徳島市川内町平石住吉209-5 徳島健康科学総合センター2階

専用電話

☎088-679-4151

那賀町、美波町、牟岐町、海陽町は、県全体の森林面積の1/3以上を占める森林資源に恵まれた、古くから林業の盛んな地域です。しかし木材価格の下落、世代交代などをきっかけに、十分に管理のできていない森林が増えつつあります。そこで新しくはじまる森林管理システムを活用して、徳島県南部地域の豊かな森林資源の循環利用を進める **林業の成長産業化** と、適切な山の管理により、地域の安全で安心な生活を守る**森林環境の保全** の両立を目指し、徳島県南部地域林業成長産業化協議会を設立しました。

那賀町 美波町 牟岐町 海陽町 でつくる

徳島県南部地域林業成長産業化協議会 <https://hello-forest.com>